



# 特別養護老人ホーム 壱岐のこころ 利用料金表 1か月(30日)の概算

こころ

## 【ユニット型個室】

令和6年4月1日～(単位:円)

要介護	介護保険負担限度額	①施設サービス費		②住居費	③食費	④施設利用料	(①+②+③+④)×30日 1ヶ月(30日)あたりの総額			
		(日額)					(日額)	(日額)	※負担割合は介護保険負担割合証をご確認下さい	
		基本料	施設体制加算	(日額)	(日額)	(日額)	日用品費	1割負担	2割負担	3割負担
1	第2段階	670	91	820	390	150	150	63,630		
	第3段階①			1,310	650			86,130		
	第3段階②			1,310	1,360			107,430		
	第4段階			2,006	1,445			130,860	150,960	171,060
2	第2段階	740	91	820	390	150	150	65,730		
	第3段階①			1,310	650			88,230		
	第3段階②			1,310	1,360			109,530		
	第4段階			2,006	1,445			132,960	155,160	177,360
3	第2段階	815	91	820	390	150	150	67,980		
	第3段階①			1,310	650			90,480		
	第3段階②			1,310	1,360			111,780		
	第4段階			2,006	1,445			135,210	159,660	184,110
4	第2段階	886	91	820	390	150	150	70,110		
	第3段階①			1,310	650			92,610		
	第3段階②			1,310	1,360			113,910		
	第4段階			2,006	1,445			137,340	163,920	190,500
5	第2段階	955	91	820	390	150	150	72,180		
	第3段階①			1,310	650			94,680		
	第3段階②			1,310	1,360			115,980		
	第4段階			2,006	1,445			139,410	168,060	196,710

※法改定により、R6.8.1から基準費用額(住居費)60円/日 引き上げとなります。

各加算【日額】 ※介護保険負担割合が2割の方は概ね2倍、3割の方は概ね3倍となります。

### ◆ 施設体制加算

個別機能訓練加算 I	12	夜勤職員配置加算 II 2	18
看護体制加算 I 2	4	栄養マネジメント強化加算	11
日常生活継続支援加算 II	46	科学的介護推進体制加算 I (月1回)	40

### ◆ 個別加算(利用者の状況によります)

初期加算(30日まで)	30	入院外泊時加算(月6日まで)	246
口腔衛生管理加算 I (月額)	90	退所前訪問援助加算(1回)	460
看取り介護加算 I 1 死亡日以前31日以上45日以下	72	退所後訪問援助加算(1回)	460
看取り介護加算 I 2 死亡日以前4日以上30日	144	退所時相談援助加算(1回)	400
看取り介護加算 I 3 死亡日前日及び前々日	680	退所前連携加算(1回)	500
看取り介護加算 I 4 死亡日	1280	在宅復帰支援機能加算	10

### ◆ 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算 I	月の総単位数×8.3%×10円の1割	※R6.5.31廃止
特定介護職員処遇開栓加算 I	月の総単位数×2.7%×10円の1割	※R6.5.31廃止
介護職員等ベースアップ等支援加算	月の総単位数×1.6%×10円の1割	※R6.5.31廃止
介護職員処遇改善加算 I	月の総単位数×14%×10円の1割	※R6.6.1開始

※日常生活継続支援加算 I の適用ができない場合はサービス提供加算 II (18/日) の算定となります。

※外泊又は入院時に、お部屋を確保している場合『利用契約書』に定めるとおり居住費を徴収させていただきます

※法改定により処遇改善加算は1本化されR6.6.1より「処遇改善加算 I」14%の算定となります。

### <負担段階について>

食費、居住費については世帯の収入に応じて減額制度があります。内容は下記の通りです。

- 第2段階: 市民税世帯非課税で合計所得額+課税年金収入額が年額80万円以下の方
- 第3段階①: 市民税世帯非課税で合計所得額+課税年金収入額が年額80万円超120万円以下の方
- 第3段階②: 市民税世帯非課税で合計所得額+課税年金収入額が年額120万円超の方
- 第4段階: 市民税世帯課税の方

### <高額サービス費(払い戻し)制度について>

1か月に受けた在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が、利用者負担の上限(世帯等の所得区分毎に上限が決まっています)を超えた場合、申請により超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

※この料金表は概算となります。介護保険の端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります

※介護保険法の改正時には変更になる場合があります。